

中心市街地活性化事業実施要領

令和7年 4月15日施行

令和7年10月 1日改訂

1. 目的

入間市駅を含む中心市街地を一帯的に活用し、集客力を高める賑わいと魅力を創出する事業を展開し、経済や文化、社会活動を活性化させ、商店の集客力を高め、空き店舗の解消など商業施設や小売店の経営を支援することを目的とする。

2. 事業概要

○チャレンジエリア

西武入間ペペからまるひろ入間店を結ぶ、通称「まるぺ通り」に「チャレンジエリア」（以下「エリア」と言う。）を設定する。エリアは、「故きを温ねる公園」、「エントランスパーク」と「新しきを知る公園」とする。

エリア内では飲食物販、音楽、アート等、何かを始めたい、表現したい方々が気軽に利用することができ、エリア内での出店やステージ利用については、申請を必要とする。

新しきを知る公園、故きを温ねる公園を利用した各種イベントや、エントランスパーク、新しきを知る公園内のステージを音楽、アート等の表現の場として活用する。

〔申請が必要な場所〕

- ・新しきを知る公園ステージ
- ・新しきを知る公園の出店エリア
- ・エントランスパークの出店エリア

○ブルーナイトストリート

西武入間ペペ前の「大将陣橋」に太陽光パネルを活用した青色LED電球（計4,000球）で装飾するとともに、「まるぺ通り」に設置のアポガ商店街振興組合が管理する街路灯（20基40球）を青色LED電球に交換し話題性を創出する。青色は、心理的に落ち着きや安心感を与え、ストレスを軽減する効果がある色と言われている。

3. 利用条件

申請を必要とする者（以下、「利用者」と言う。）が厳守すべき事項は次のとおりとする。

- 1 利用者は公園を利用する他の者とトラブルを起こさないよう十分に注意すること。
- 2 必ず許可書を携帯のうえ、市職員の指示があった場合は従うこと。
- 3 利用者は出店やステージ利用（以下「出店等」と言う）により第三者に損害を与えた場合、また、出店等を原因とするトラブルや、近隣住民や公園を利用する他の者等から苦情が発生した場合には、利用者は直ちに利用を中止し、誠意を持って適切な措置を講じること。あわせて市商工観光課に報告すること。
- 4 利用者は公園内の施設に損傷を与えないこと。万一、損傷した場合には、速やかに市商工観光課に報告するとともに、その指示に従うこと。また、公園施設の原状回復に要する費用は、利用者はその全額の負担をすること。
- 5 出店については必要な資格（食品衛生法に基づく営業許可、古物商許可等）を有していること。また、飲食物を販売する場合、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していること。
- 6 利用者は当該行為の会場として使用する旨を公園内に表示すること、また、文書を事前に近隣に配布するなど、一般利用者や近隣住民等に事前に周知すること。
- 7 電源や水、その他備品、消耗品については利用者が準備し、出店等で生じたゴミ、排水は利用者が処分すること。
- 8 ステージの照明を使用する場合は事前に申請を行うこと。
- 9 利用者は利用後、速やかに資機材等を撤収し清掃を行って原状に回復すること。また、連続した日程で利用する場合は、備品等は各日持ち帰ること。
- 10 演奏等は音量及び振動に十分注意し、近隣住民に配慮すること。

中心市街地活性化事業実施要領

- 11 法令等を遵守し、政治、宗教活動はしないこと。また、反社会的勢力でないこと。
- 12 市はこの条件に違反したときまたは施設の改良その他公益上必要のあるとき、また、緊急を要する工事や天災が予測される場合等は、許可を取り消すことがある。
- 13 市は前号の取り消しによって生じた損害を一切補償しないものとする。
- 14 火気の使用に当たっては、事故のないよう十分注意すること。発電機、液体燃料、固体燃料、気体燃料で火気を使う器具、電気を熱源とする器具を使用する場合は、埼玉西部消防組合火災予防条例に基づき、必ず消火器を設置すること。
- 15 利用者は盗難、火災、その他いかなる原因によって受ける器物、機器等の破損若しくは滅失、又は金銭的損害について、市に対して損害賠償その他一切の請求はできないものとする。
- 16 利用者が未成年者である場合は、その申請及び利用について法定代理人の同意を得ていること。
- 17 駐車場は利用者で確保すること。

4. 申請方法

オンラインによる申請とする。

- ・申請受付は、利用希望日の2ヶ月前の属する月の1日より先着順で、利用日の14日前までとする。
- ・利用日は連続していなくとも差し支えない。
- ・連続した日の利用については、同一区画を原則とする。
- ・申請を取り消す場合、利用者は速やかに市に連絡する。
- ・市は、利用許可証を電子データで発行する。

5. 利用料

無料とする。

6. 利用時間

以下のとおりとする。

なお、この時間以外で使用する場合は事前に市と協議を行い、承認を得ること。

利用区分	利用時間
出店	午前10時～午後9時
ステージ（新しきを知る公園）	午前10時～午後5時 （但し10月1日～3月31日の間は 午前10時～午後4時）

7. その他

- ・この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

担当 入間市環境経済部商工観光課 商工業・労政担当

〒358-8511 入間市豊岡 1-16-1

TEL04-2964-1111（内 4255、4256）